

一般財団法人佐渡市スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況について

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない

最終更新日：令和4年3月31日

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	〔原則1〕 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守し、適正な団体運営に努めている。
2	〔原則1〕 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—	—
3	〔原則1〕 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A	佐渡市の体育施設関連の条例、指定管理者制度運用指針及び補助金等交付規則等を遵守し、適正な事業運営に努めている。
4	〔原則1〕 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A	定款により評議員、理事、監事を置いて、事業計画、予算、事業報告、決算及び計算書類について毎年度、理事会及び評議員会に諮って、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われている。
5	〔原則2〕 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A	事業計画とともに基本方針を策定し、理事会・評議員会において承認手続きを行って、承認後はホームページで公開している。
6	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役員に対しコンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B	上部団体等が実施する研修会について、役員に情報共有をして参加を促している。
7	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	加盟団体の指導者に対し、佐渡市と連携しながら毎年2回の指導者講習会においてコンプライアンス研修を行っている。また、加盟団体に対し、上部団体等が開催するコンプライアンスに関する研修会の参加を促している。
8	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	会計処理規程を遵守し、適正な会計処理に努めている。
9	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	佐渡市の補助金の交付を受けていて、市補助金等交付規則及び補助金交付要綱を遵守し適正な処理に努めている。
10	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	会計処理については、複数人によるチェック体制を整えているとともに、監事3人による監査を実施している。
11	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A	定款、役員名簿、事業計画、予算書、事業報告、決算書、貸借対照表及び計算書類等については、ホームページにおいて公開している。
12	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A	組織運営に関する各種規程や事業報告をホームページで公開している。
13	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について	—	—
14	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について	—	—